

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 6 月28日

【会社名】 株式会社岩手銀行

【英訳名】 The Bank of Iwate, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 岩 山 徹

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市中央通一丁目 2 番 3 号

【電話番号】 盛岡 (019) 623局1111番

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 小 原 透

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目 4 番 2 号
株式会社岩手銀行東京事務所

【電話番号】 東京 (03) 3241局4312番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 多 田 雅 美

【縦覧に供する場所】 株式会社岩手銀行東京営業部
(東京都中央区日本橋本町四丁目 4 番 2 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2022年6月22日開催の第140期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月22日

(2) 決議事項の内容

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

1 期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金50円 配当総額865,386,800円

効力発生日 2022年6月23日

2 その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当行定款を変更する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

田口幸雄、岩山徹、佐藤求、石川健正、新里真士、岸真英、菊地文彦、宇部文雄、宮野谷篤、高橋豊の10氏を取締役（監査等委員である取締役を除く）に選任する。

なお、宇部文雄、宮野谷篤、高橋豊の3氏は、社外取締役である。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

千葉祐嗣、菅原悦子、渡辺正和、前田千香子の4氏を、監査等委員である取締役に選任する。

なお、菅原悦子、渡辺正和、前田千香子の3氏は、社外取締役である。

<株主提案>

第5号議案 剰余金の配当の件

当行が提案した剰余金配当に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額に加えて、1株当たり76円を配当する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	143,707	356	0	(注)1	可決 99.16
第2号議案	143,742	321	0	(注)2	可決 99.18
第3号議案					
田口 幸雄	112,677	31,386	0	(注)3	可決 77.75
岩山 徹	124,668	19,395	0		可決 86.02
佐藤 求	114,495	29,568	0		可決 79.00
石川 健正	115,970	28,093	0		可決 80.02
新里 真士	124,687	19,376	0		可決 86.03
岸 真英	124,687	19,376	0		可決 86.03
菊地 文彦	124,622	19,441	0		可決 85.99
宇部 文雄	116,293	27,770	0		可決 80.24
宮野谷 篤	124,649	19,414	0		可決 86.01
高橋 豊	124,720	19,343	0		可決 86.06
第4号議案					
千葉 祐嗣	118,262	25,801	0	可決 81.60	
菅原 悦子	112,781	31,282	0	可決 77.82	
渡辺 正和	124,639	19,424	0	可決 86.00	
前田千香子	118,459	25,604	0	可決 81.74	
第5号議案	32,336	111,639	0	(注)1	否決 22.31

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立した(株主提案については会社法上否決されることが明らかになった)ため、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。